

# 平成 27 年度農林水産関係予算

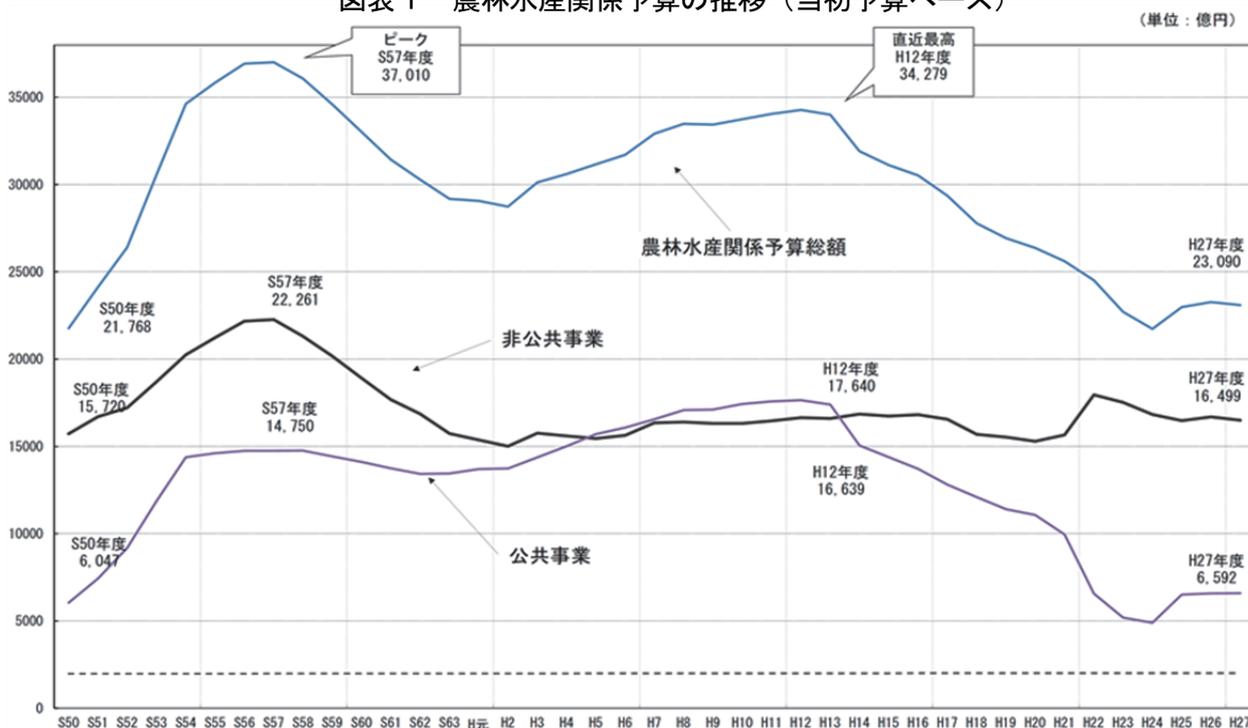
## — 農林漁業者の所得向上と農山漁村のにぎわいの創出 —

農林水産委員会調査室 間々田 実周

### 1. はじめに

平成 27 年度農林水産関係予算総額は対前年度比で 99.2%の 2 兆 3,090 億円で、3 年ぶりの減額となった（当初予算ベース。以下、金額は特段に示さない限り 27 年度当初予算。）（図表 1）。内訳は①基盤整備等の公共事業費が 6,592 億円（対前年度比 100.2%）、②食料の安定供給の確保に資する諸施策を実施するための経費である食料安定供給関係費が 1 兆 417 億円（対前年比 99.1%）、③ ①、②以外の農林水産政策経費である一般農政費が 6,082 億円（対前年度比 98.4%）となっている。なお、27 年 2 月 3 日に成立した 26 年度補正予算のうち、農林水産関係は 2,781 億円であり、27 年度予算と合わせると 2 兆 5,871 億円となる。

図表 1 農林水産関係予算の推移（当初予算ベース）



（出所）財務省資料

農林水産省は「農林水産業・地域の活力創造プラン（平成 25 年 12 月決定、平成 26 年 6 月改訂）」（以下「創造プラン」という。）に基づき、農林水産業を成長産業化し、農林漁業者の所得向上と農山漁村のにぎわいの創出を目指すとともに、食料自給率・自給力の維持向上に向けた施策を展開するとしている。そのため、27 年度予算では、担い手への農地集積・集約化等による構造改革の推進、新たな経営所得安定対策の着実な実施、強い農林水

産業のための基盤づくり、畜産・酪農の競争力強化、農林水産物・食品の高付加価値化等の推進、日本食・食文化の魅力発信と輸出の促進、人口減少社会における農山漁村の活性化等に重点的に取り組むとしている。

以下、27年度予算の主要なポイントについて、26年補正予算と合わせて述べる。

## 2. 担い手への農地集積・集約化等による構造改革の推進

平成26年の我が国の農地面積は452万haとピーク時である昭和36年(609万ha)の4分の3に減少しており、農業就業人口に占める65歳以上の割合は64%と高齢化が進んでいる。

こうした状況の中、政府は創造プランにおいて、「農業の競争力を強化し、持続可能なものとするためには、農業の構造改革を加速化することが必要」とし、10年後に「担い手の農地利用が8割を占める農業構造の確立」、「担い手の米の生産コストを現状全国平均比4割削減」、「40代以下の農業従事者を40万人に拡大」、「法人経営体数を5万法人に増加」という目標を掲げた。このため、27年度予算では、(1)農地中間管理機構<sup>1</sup>による担い手への農地集積・集約化、(2)多様な担い手の育成・確保のための予算が措置されている。

### (1) 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化

農地中間管理機構の本格稼働のため、27年度予算で190億円、26年度補正予算で200億円が措置されている。主な内容は、農地中間管理機構事業(農地賃料、保全管理費等。72億円)、機構集積協力金交付事業(90億円、26年度補正予算200億円)、機構集積支援事業(28億円)となっている。機構集積協力金交付事業は農地の出し手に対しインセンティブ措置<sup>2</sup>を講ずることで農地の集積・集約化を加速するものであり、農地の「出し手」が不足している現状において、重要な予算とされる。

また、農地中間管理機構の予算に合わせて、新規に農地耕作条件改善事業として100億円が措置されている。これは、農地の畦畔除去等による区画拡大等を、農業者の自力施工も活用して安価かつ迅速に推進するなど、耕作条件の改善を非公共事業として機動的に進めるものである。

なお、農地集積・集約化に関連して、農業農村整備事業(公共)において農地の大区画化等の推進(1,089億円、26年度補正予算47億円)が行われる。

### (2) 多様な担い手の育成・確保

青年新規就農者等の担い手を確保するため、新規就農・経営継承総合支援事業(195億円、26年度補正予算58億円)が措置されている。主な内容は、青年新規就農者・経営継承者を対象として就農前・就農直後に給付金の給付を行う青年就農給付金事業(122億円、26年度補正予算50億円)、法人が新規就農者に対して行う実践研修や新法人設立・独立に向けた研修を支援する農の雇用事業(67億円、26年度補正予算8億円)及び地域農業のリーダーを育成する農業者育成支援事業(5億円)である。

このほか、集落営農の組織化・農業経営の法人化の支援等を行う担い手経営発展支援事

業（5億円、26年度補正予算3億円）、地域の中心的経営体等の農業用機械等の導入を支援する経営体育成支援事業（32億円、26年度補正予算50億円）が措置されている。

### 3. 新たな経営所得安定対策の着実な実施

創造プランでは、生産現場の強化を図り、農村の多面的機能の維持・発揮を促進するため、①経営所得安定対策の見直し、②日本型直接支払の制度の創設、③水田のフル活用、④米政策の改革を推進することとされている。これを踏まえ、平成26年産から経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金について見直しが行われた。また、第186回国会の26年6月、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）（以下「担い手経営安定法」という。）」の改正案成立により、対象となる認定農業者の規模要件を撤廃するなどの見直しが行われ、27年産からは施行される。

27年度の経営所得安定対策関係の予算として、（1）経営所得安定対策のうち、畑作物の直接支払交付金（所要額<sup>3</sup>2,072億円）、収入減少影響緩和対策（所要額802億円）、米の直接支払交付金（760億円）、収入減少影響緩和対策移行円滑化対策（385億円）が措置されたほか、（2）水田活用の直接支払交付金（2,770億円）、（3）米穀周年供給・需要拡大支援事業（50億円）、（4）収入保険制度検討調査費（5億円）が措置されている。

#### （1）経営所得安定対策

##### ア 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付するものである。26年産では、予算措置により全ての販売農家と集落営農を対象に実施する。27年産からは、交付対象者を認定農業者、集落営農及び認定新規就農者に限定する一方、規模要件を課さずに実施する。支払は数量払を基本とし、面積払を収穫前にその内金として交付する仕組みであり<sup>4</sup>、対象品目は麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねである。

##### イ 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

米、麦、大豆、てん菜、デンプン原料用ばれいしょの収入額の合計が標準収入額を下回った場合、その差額の9割を、対策加入者と国が1：3の割合で拠出した積立金から、補填するものである<sup>5</sup>。対象者は、26年産においては、一定の規模以上等の要件を満たす認定農業者、集落営農等<sup>6</sup>であるが、27年産からは、規模要件が撤廃され、認定農業者、集落営農又は認定新規就農者となる。

##### ウ 米の直接支払交付金

米の生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して交付金を直接交付するものである。30年産からの廃止が決まっており、26年産から29年産まで、激変緩和のための経過措置として交付される。対象者は販売農家及び集落営農であり、交付単価は従来の半額の10aあたり7,500円である。

##### エ 収入減少影響緩和対策移行円滑化対策

米価変動交付金<sup>7</sup>が廃止されるに当たり、26年産に限り行われる対策であり、27年度

予算に計上される。26年産の米の直接支払交付金加入者のうちナラシ対策に加入していない者に対し、26年産のナラシ対策で米の補填が行われる場合に、国費相当分の5割を交付する。

## （２）水田活用の直接支払交付金

水田を活用して、戦略作物（麦、大豆、飼料作物、WCS用稲<sup>8</sup>、加工用米、飼料用米、米粉用米）を生産する農業者に対して、交付金を直接交付するものであり、①戦略作物助成、②二毛作助成、③耕畜連携助成、④産地交付金から成る。①戦略作物助成は、飼料用米・米粉用米については数量払で、生産へのインセンティブを高めるため、収量に応じて交付単価が10a当たり55,000円から105,000円の間で設定され、収量が増えれば助成金も増える仕組みとなっている。また、②二毛作助成は10aあたり15,000円、③耕畜連携助成は10aあたり13,000円の交付単価が設定されている。④産地交付金では、水田フル活用ビジョン<sup>9</sup>の策定を要件に、麦・大豆を含む産地づくりに向けた取組への支援等を行う。

また、飼料用米関連対策として、畜産経営体が行う飼料用米の利用・保管に係る機械等のリース導入を支援する畜産機械のリース事業（26年補正予算59億円）、飼料用米を活用した配合飼料の供給体制の整備を支援する配合飼料供給整備促進事業（26年度補正予算4億円）、さらに、米価下落関連対策として、米の生産コスト低減に向けた産地の自主的な取組を支援する稲作農業の体質強化緊急対策事業（26年度補正予算200億円）が措置されている。

## （３）米穀周年供給・需要拡大支援事業

米価下落に際し需給の均衡を図るため、産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、周年安定供給のための長期的な販売等（主食用米を翌年から翌々年以降に販売する、輸出向けに販売するなど）の取組を実施する場合に支援を行うものであり、新規事業として措置された。

## （４）収入保険制度検討調査費

農業経営の安定のための新たなセーフティーネットとして、収入保険制度の導入に向けた検討を進めるための調査を行うものである。現行の農業共済は自然災害等による収量減少を対象とし、価格低下を対象としていないことに加え、対象品目が限定され農業経営全体をカバーしていない。そこで、農業経営全体に着目し、価格低下を含めた収入減少を補填する収入保険制度の導入に向け、27年産において、保険への加入から作付、納税申告までの、実現可能性調査を行う。

# 4. 強い農林水産業のための基盤づくり

## （１）農林水産業の基盤整備（競争力強化・国土強靱化）

民主党政権時に大幅に縮減された公共事業費は、当初予算に限れば、自公政権において微増傾向が続いている。しかし、当初予算と前年度補正予算の合計額は、平成25年度当初

予算と平成 24 年度補正予算の合計額（1 兆 2,018 億円）から 2 期連続で減少し、平成 27 年度当初予算と平成 26 年度補正予算の合計額は 7,259 億円である。

農業の競争力強化を図る観点からは、農地集積の加速化、農地の大区画化・汎用化、水路のパイプライン化が課題であり、国土の強靱化を図る観点からは、老朽化した農業水利施設の長寿命化・耐震化対策等の推進が課題である。そこで、農業農村整備事業のために 2,753 億円（26 年度補正予算 158 億円）が措置されている。林野においては、地球温暖化防止など多面的機能発揮に向けた森林整備の推進を図る森林整備事業（1,203 億円、26 年度補正予算 74 億円）、山地災害の防止・軽減に向けた総合的な治山対策を推進する治山事業（616 億円、26 年度補正予算 31 億円）が措置されており、水産においては、水産日本の復活に向けた対策を行う水産基盤整備事業（721 億円、26 年度補正予算 41 億円）が措置されている。また、地方の裁量によって農林水産業の基盤整備等を行う農山漁村地域整備交付金事業（1,067 億円、26 年度補正予算 50 億円）が措置されている。

## （２）農林水産関係施設整備・産地の構造改革の推進

農林水産関係施設整備のために、強い農業づくり交付金（231 億円、26 年度補正予算 176 億円）、森林・林業再生基盤づくり交付金（27 億円）、強い水産業づくり交付金（35 億円、26 年度補正予算 20 億円）等が措置されている。これらにより共同利用施設の整備等を行い、国産農林水産物の安定供給と輸出促進を図るとされている。

また、産地の構造改革の推進のために、次世代施設園芸導入加速化支援事業（20 億円、26 年度補正予算 40 億円）、加工・業務用野菜生産基盤強化事業（8 億円、26 年度補正予算 12 億円）、国産花きの生産・供給対策（7 億円）が措置されているほか、新規に青果物流通システム高度化事業（1 億円）が措置された。これは青果物流通の合理化・効率化のため、物流業界との連携による新たな輸送システム（大型低温設備、多段階温度管理が可能なコンテナ等）の導入・実証を支援するものである。

## 5. 畜産・酪農の競争力の強化

農業総産出額の中で畜産・酪農が占める割合は約 30%（平成 25 年）であり、その占める割合は大きい。また、26 年の牛肉の輸出は金額、量ともに最高値を更新し<sup>10</sup>、今後も拡大が期待される。一方で、農家数の減少といった生産基盤の弱体化に加え、円安等による配合飼料価格の上昇や日豪 E P A 発効に伴う関税の削減など、我が国の畜産・酪農を取り巻く状況は大きく変化してきている。そこで、収益性向上、生産基盤の維持・拡大のための畜産・酪農の競争力向上、輸入飼料依存から脱却するための自給飼料の生産拡大、経営安定のためのセーフティネットを三つの柱として、2,097 億円と 26 年度補正予算 271 億円で、合わせて 2,368 億円の予算が確保された。

### （１）畜産・酪農の競争力向上

畜産経営の競争力向上のためには、前述した生産基盤の弱体化や地域の混住化の進展による悪臭問題への対策を図る必要がある。そこで、畜産経営の効率化・収益性の向上と苦

情発生件数の減少を政策目標に、農家やその支援組織、関連産業等の地域の関係者が連携・結集し、地域ぐるみで収益性を向上させる畜産クラスターの構築を推進する高収益型畜産体制(畜産クラスター)構築事業(1億円、26年度補正予算2億円)に加え、新たに、畜産クラスター計画に位置付けられた地域の中心的な経営者に対し施設・設備整備を支援する畜産収益力強化対策(75億円、26年度補正予算201億円)、国産畜産物の新たな市場獲得のための技術開発促進事業(26年度補正予算7億円)が措置されている。

また、和牛の生産拡大による国産牛肉の安定供給と、優良な乳用種後継雌牛の確保等を通じた生乳の安定供給を図るため、新たに畜産・酪農生産力強化緊急対策事業(26年度補正予算20億円)が措置された。この事業は、酪農経営改善緊急対策(26年度補正予算18億円)と肉用牛繁殖性向上緊急対策(26年度補正予算2億円)から成る。酪農経営改善緊急対策では、和牛受精卵を利用した和子牛生産の拡大、性判別受精卵・精液を活用した優秀な乳用種後継牛の確保等の計画的な取組を支援する。肉用牛繁殖性向上緊急対策では、和牛繁殖経営においてICT等を利用した繁殖性向上の取組を支援する。これらのほか、和牛の生産拡大を支える研究開発(委託プロジェクト事業)(3億円)では、性判別精液の受胎率向上や雌牛の栄養状態の制御による分娩間隔短縮の技術開発を支援する。

## (2) 自給飼料の生産拡大

飼料自給率の向上及び酪農経営における飼料作付面積の拡大を目標に、草地の生産性向上や国産粗飼料・エコフィードの増産を支援する飼料増産総合対策事業(11億円、26年度補正予算20億円)、自給飼料を生産するとともに環境負荷軽減に取り組む酪農家等を支援する飼料生産型酪農経営支援事業(66億円)、新たな自給飼料の給餌と放牧を組み合わせた牛肉生産技術体系の確立に向けた実証研究等(26年度補正予算4億円)が措置された。

## (3) 経営安定のためのセーフティーネット

畜産・酪農経営の安定化により生産数量を維持・拡大するために、加工原料乳生産者補給金<sup>11</sup>(所要額311億円)、肉用子牛生産者補給金<sup>12</sup>(所要額213億円)、肉用牛繁殖経営支援事業<sup>13</sup>(所要額159億円)、肉用牛肥育経営安定特別対策(新マルキン)事業<sup>14</sup>(所要額869億円)、養豚経営安定対策事業<sup>15</sup>(所要額100億円)、鶏卵生産者経営安定対策事業<sup>16</sup>(52億円)等が前年度と同様に措置されている。また、配合飼料価格の大幅な上昇が畜産農家に与える影響を緩和するため配合飼料価格安定対策事業<sup>17</sup>(所要額122億円)が措置されている。

## 6. 農林水産物・食品の高付加価値化等の推進

平成26年12月27日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、「農林水産物の成長産業化」を地方の雇用確保の重要な柱と位置付け、創造プランに沿って、2020年までに6次産業市場<sup>18</sup>の規模を10兆円にするとともに、5万人の雇用を創出するという目標を示した。

これらの目標を達成するには、農林漁業者に対し自由度の高い資金提供等を行うと同時

に、他業種と戦略的に連携した新規需要の開拓や農林水産物の高付加価値化を支援していく必要がある。このため、農林漁業成長産業化ファンドの推進（財政投融资資金：出資枠150億円、貸付枠50億円）が措置されている。これは株式会社農林漁業成長産業化支援機構を通じて、農林漁業者へ資本提供と経営支援を一体的に行うものである。合わせて、6次産業化支援対策（27億円、26年度補正予算12億円）において、戦略・構想の策定、新商品開発・販路開拓等に取り組む地方公共団体等を支援することとしている。

また、医福食農など異業種との連携の推進、強みのある農林水産物づくりとして、医福食農連携の推進（4億円）、新品種・新技術活用型産地育成支援事業（6億円）、薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業（4億円）、民間活力等を活かした「知の集積」の推進（13億円、26年度補正予算6億円）、先端ロボットなど革新的技術の開発・普及（14億円、26年度補正予算35億円）、知的財産保護・活用推進事業（2億円）が措置されている。

先端ロボットなど革新的技術の開発・推進は「日本再興戦略 改訂2014（平成26年6月閣議決定）」において示された農林水産分野でのロボット活用による生産性向上や農業を含む非製造業でのロボット市場を2020年までに20倍に拡大するといった目標に対応して、新規に措置された予算であり、ロボット産業等と連携した研究開発、現場普及のための導入実証等の支援を内容としている。

民間活力等を活かした「知の集積」の推進は、オランダのフードバレー<sup>19</sup>等をモデルに、「知」を結集させた産学連携の更なる強化に向けた仕組みを検討するとともに、民間企業等による事業化に向けた研究開発や異分野と融合した研究開発を行うとしている。

知的財産保護・活用推進事業は、6次産業化の規模拡大への貢献を目標に、知的財産の保護・活用と植物新品種の保護・強化を行う。知的財産の保護・活用では、「特定農林水産物の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）」に基づく地理的表示の普及や知的財産の侵害対策強化を行い、植物新品種保護・強化では種苗産業の環境整備等と東アジア植物品種保護フォーラムの会合の開催や植物新品種の審査基準の作成などに関する協力活動を行う。

## 7. 日本食・食文化の魅力発信と輸出の促進

海外での和食ブームや円安が進んだこと等に後押しされ、平成26年の農林水産物の輸出額は前年比11.1%増の6,117億円となり<sup>20</sup>、前年に引き続き過去最高を更新した。また、「日本再興戦略2014改訂」においては、「2020年に日本の農林水産物・食品の輸出額1兆円を達成し、その実績を基に、新たに2030年に輸出額5兆円を目指す」とされ、この目標を達成するための施策として「輸出環境の整備」や「ジャパンプランドの推進」等が挙げられている。

このため、引き続き日本食・食文化魅力発信プロジェクト（24億円、26年度補正予算3億円）や輸出の拡大などグローバルな「食市場」の獲得のための予算（217億円、26年度補正予算174億円）等が措置されている。また、25年12月に、「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを受け、「和食」の保護・継承の推進（3億円）等が新たに措置されている。

## 8. 食の安全・消費者の信頼確保

我が国において平成25年に7年ぶりに豚流行性下痢（PED）<sup>21</sup>の発生が確認され、26年には各地で高病原性鳥インフルエンザの発生も確認された。また、近隣諸国では口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等が継続して発生しており、我が国への侵入リスクは依然として極めて高い状況にある。これらの家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延対策等のためには、早期の防疫措置や水際対策が重要である。このため、家畜衛生等総合対策（55億円）により、野生動物を対象とした伝染性疾病の監視、検疫探知犬の増頭による水際対策の徹底、産業動物獣医師の育成・確保等を図ることとしている。また、消費・安全対策交付金（21億円）等により、食の安全確保対策や地域における食育を推進する取組を支援する。このほか、産地偽装に対して科学的な分析を活用した取締り等を行うため、産地偽装対策取締強化対策（3億円）が措置されている。

## 9. 人口減少社会における農山漁村の活性化

創造プランは、農業を足腰の強い産業としていくための政策（産業政策）と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための政策（地域政策）を車の両輪として位置付けている。多面的機能の効果は地域住民だけでなく国民全体が享受しているものであるが、農村地域は高齢化や人口減少等により、その多面的機能の発揮を図ることが困難となりつつある。そこで、日本型直接支払の一つとして多面的機能支払交付金が平成26年度に創設された。

### （1）日本型直接支払

日本型直接支払（799億円）は農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、それを支える地域活動、農業生産活動の継続、自然環境の保全に資する農業活動の生産を支援するもので、多面的機能支払交付金（483億円）<sup>22</sup>と中山間地域等直接支払交付金（290億円）<sup>23</sup>、環境保全型農業直接支払交付金（26億円）<sup>24</sup>の三つで構成されている。

### （2）その他

山間地において、未利用資源等の発掘・活用による地域経済の活性化と山村らしく魅力ある地域づくりの推進を行う山村活性化支援交付金（8億円）、野生鳥獣被害の深刻化を受けた鳥獣被害防止対策の推進（97億円、26年度補正予算20億円）、都市農業の多様な機能<sup>25</sup>の発揮にむけた環境を整備する都市農業機能発揮対策事業（2億円）等が措置されている。

## 10. 林業の成長産業化・森林吸収源対策

我が国の森林資源は戦後に植林された人工林を中心に毎年約1億m<sup>3</sup>増加しており、平成24年の蓄積量は49億m<sup>3</sup>になっている。森林の持つ国土保全等の多面的機能を維持するためには、豊富な森林資源を循環利用することが重要である。国産材産出量は増加傾向にあるが、木材需要の低迷等による木材価格の低迷及び労賃等の経営コストの上昇により、

林業の採算性は悪化しており、林業産出額は減少傾向にある。そのため、新たな木材需要の創出や国産材の安定供給体制の構築によって、林業の成長産業化を図る必要がある。

これらのことを目的として、新たな木材需要創出総合プロジェクト（17億円）が新規に措置された。その主な内容はC L T<sup>26</sup>等新たな製品・技術の開発普及や公共建築物の木造化等の促進であり、国産材の需要の増加等を目指す。また、森林整備加速化・林業再生対策として26年度補正予算において546億円が措置されている。森林整備加速化・林業再生対策は、都道府県に設置されている基金により幅広いメニューで実施されてきたが、昨年12月27日に閣議決定された来年度予算編成の基本方針において「基金方式は真に必要な事業に絞り込む」とされたことを踏まえ、木質バイオマス発電整備施設のための資金融通を除き、交付金方式となった。このほか、森林・山村多面的機能発揮対策（25億円）、施業集約化の加速化（2億円）、森林・林業人材育成対策（62億円、26年度補正予算3億円）等が措置された。

## 11. 水産日本の復活

我が国の漁業は、漁獲量の低迷及び燃油価格や養殖用配合飼料価格の高騰等厳しい状況にあり、漁業者の高齢化と減少が進むとともに生産基盤が弱体化している。このままでは国民への水産物の安定供給を含めた水産業の多面的機能が失われてしまうことになりかねない。これらの問題に対処するためには漁業を持続可能なものにするとともに、高付加価値化していく必要がある。このため、資源管理の推進（15億円、26年度補正予算35億円）、漁業経営安定対策（364億円、26年度補正予算269億円）、水産物の加工・流通・輸出対策（15億円、26年度補正予算20億円）などに重点をおいて、予算が措置された。

資源管理の推進では、水産日本の復活に向けて、資源管理指針・資源管理計画体制の強化が図られる。具体的にはI Q方式<sup>27</sup>等による資源管理手法の実証試験調査が行われる。

漁業経営安定対策では、資源管理に取り組む漁業者を対象に、漁業収入安定対策と燃油・配合飼料の高騰に備える漁業経営セーフティーネット構築事業を組み合わせ、適切な資源管理と総合的な漁業経営の安定が図られる。原油価格は大幅に下落しているが、円安が継続しており漁業用燃油や配合飼料の価格の高止まりは依然として重要な課題である。

水産物の加工・流通・輸出対策においては水産物の川上から川下までの流通の目詰まりを解消し、国産水産物の流通促進と消費拡大が重要である。中心的な施策はE U向けH A C C P施設の認定であり、これにより大幅な輸出促進が期待される。

このほか、漁村の活性化・多面的機能発揮対策（41億円）や担い手確保対策（9億円、26年度補正予算3億円）、近年の国際情勢に対応した捕鯨対策（19億円）や外国漁船操業対策等（133億円、26年度補正予算32億円）が措置されている。

## 12. おわりに

日本の農林水産業は、就業者の高齢化や減少が進んでいる。政府は新規就業者の増加を目標として掲げるが、農林水産物の価格の低迷や経済連携協定交渉など将来の見通しが不透明な状況であり、新規就業者の確保は難しい。このような状況の中で、食料の安定供給

等の農林水産業の多面的機能を維持していくためには、「農林水産業の成長産業化」に取り組む必要があり、27年度農林水産予算においては、高付加価値化や低コスト化に関する部分に重点が置かれた。今後は、こうした予算が具体的な施策の実施を通じて「農林業業者の所得向上」や「農山漁村のにぎわいの創出」の実現にどのようにつながるか注視していく必要がある。

#### 【参考文献】

農林水産省『平成27年度農林水産予算の概要（未定稿）』（平27.1）

（ままだ さねちか）

<sup>1</sup> 農地中間管理機構は、平成25年12月に農地中間管理事業の推進に関する法律が制定され、①農地を借り受け、②必要な場合には大区画化等の条件整備も行った上で、③担い手に対して、その規模拡大や利用する農地の集約化に配慮して転貸することにより、地域の農地利用の集積・集約化を行うために都道府県段階に整備された。25年補正予算から農地中間管理事業を実施するための予算が措置されている。

<sup>2</sup> 地域に対する支援（地域集積協力金）として、地域内の農地のうち機構への貸付割合に応じた交付金を地域に交付（2割から5割以下の場合は2.0万円/10a、5割から8割以下の場合は2.8万円/10a、8割を超える場合は3.6万円/10a）。個々の出し手に対する支援として、①経営をリタイアする場合の支援（経営転換協力金）として機構への貸付面積に応じた交付金を交付（0.5ha以下の場合は30万円/戸、0.5haから2.0ha以下の場合は50万円/戸、2.0haを超える場合は70万円/戸）、②農地の集積・集約化に協力する場合の支援（耕作者集積協力金）として貸付面積に応じた交付金の交付（2.0万円/10a）。

<sup>3</sup> 所要額には、一般会計以外の、特別会計等に計上された金額も含む。

<sup>4</sup> 当年産の作付面積に応じた面積払の金額を先に支払い、対象作物の販売数量が明らかになった段階で収量に応じた数量払の金額を確定し、先に支払われた面積払の金額を差し引いた額を追加で支払う仕組み。

<sup>5</sup> 標準収入額は、都道府県等地域単位で算定される、過去5年のうち、最高・最低を除く3年の平均収入である。補填は、当年産の収入額が決定された後に行われるので、次年度予算に計上される。

<sup>6</sup> 認定農業者は4ha（北海道は10ha）以上、集落営農は20ha以上の規模要件である。なお、市町村特認による例外がある。集落営農については、①組織の規約の作成、②対象作物の共同販売経路の実施、③法人化計画の作成、④地域における農地利用の集積及び⑤主たる従事者の所得目標の設定という五要件がある。

<sup>7</sup> 25年度に米の直接支払交付金の交付を受けた「販売農家」、「集落営農」に対し、「25年産の販売価格」が「標準的な販売価格」を下回った場合に、その差額分を10a当たりの単価で直接交付するもの。

<sup>8</sup> 実と茎葉を一体的に収穫し、乳酸菌発酵させ、飼料（ホールクロップサイレージ（WCS））として家畜に給与する目的で栽培する稲。水田の有効活用と飼料自給率の向上に資する飼料作物として、作付面積が拡大している。（平成25年度食料・農業・農村白書より）

<sup>9</sup> 水田フル活用ビジョンとは、現行の産地資金の活用計画書を充実させ、「地域の作物振興の設計図」として、都道府県及び地域段階で作成するもの。概ね3～5年間の取組方針（作物の現状、取組方針、作付予定面積、生産拡大に向けて導入する新しい技術、活用施策、産地交付金の活用方法の明細等）を記載する。

<sup>10</sup> 農林水産物輸出入情報平成26年12月分（速報値）。

<sup>11</sup> 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）に基づき、加工原料乳に対して補給金を交付することにより、加工原料乳地域の生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図ることを目的とする制度。

<sup>12</sup> 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）に基づき、肉用子牛の価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し生産者補給金を交付し、肉用子牛生産の安定等を図ることを目的とする制度。

<sup>13</sup> 肉用子牛生産者補給金制度を補完し、子牛価格が家族労働費の8割水準を下回った場合に差額の一部を補填することにより、繁殖経営の所得を確保し、肉用牛繁殖経営基盤の安定を図ることを目的とする制度。

<sup>14</sup> 肉用牛肥育経営の収益性が悪化した場合に、生産者の抛出と機構の補助により造成した基金から粗収益と生産費との差額の8割を補填することにより、肉用牛肥育経営の安定を図ることを目的とする制度。

<sup>15</sup> 養豚経営の収益性が悪化した場合に、粗収益と生産コストの差額の8割を補填することにより、養豚経営の安定を図ることを目的とする事業。

<sup>16</sup> 鶏卵の標準取引価格（月毎）が補填基準価格を下回った場合に、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額が上限）の9割を補填する鶏卵価格差補填事業と、鶏卵の標準取引価格（日毎）が通常の季節変動を超えて大幅に低下した場合に、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設ける取組に対して、成鶏1羽当たり210円以内の奨励金を交付する成鶏更新・空舎延長事業から成る事業。

<sup>17</sup> 配合飼料価格安定制度は、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、①民間（生産者と配合飼料メーカー）の積立による「通常補填」と、②異常な価格高騰時に通常補填を補完する「異常補填」（国と配合飼料メーカーが積立）の二段階の仕組みにより、生産者に対し補填を行う。配合飼料価格安定対策事業により、異常補填への積増しを行う。

<sup>18</sup> 6次産業市場とは1次産業と一体的に行われる農産物の直接販売、加工、輸出、観光農園、農家レストラン等の事業から成る市場である。

<sup>19</sup> オランダの食関連企業と「知」が集積したエリアの総称である。首都アムステルダムから約85km南東方向に位置する。

<sup>20</sup> 脚注10に同じ。

<sup>21</sup> 豚流行性下痢(Porcine Epidemic Diarrhea)は食欲不振と水様性下痢を主徴とする豚の急性伝染病で、家畜伝染病予防法により届出伝染病に指定されている。

<sup>22</sup> 多面的機能支払交付金は、地域共同で行う多面的機能を支える活動や地域資源の質的向上を図る活動を支援するものであり、地域資源の維持等を図る農地維持支払と地域資源の質的向上等を図る資源向上支払から成る。農地維持支払は26年度予算で創設されたもので、資源向上支払は従前の農地・水保全管理支払を組み替えたものである。

<sup>23</sup> 中山間地域等直接支払交付金は、中山間地域等の農業生産条件の不利を補正し、農業生産活動を将来に向けて維持する活動を支援するものである。平成27年からの第4期対策では、新規に超急傾斜農地保全管理加算が措置された。これは、超急傾斜地（田：1/10以上、畑：20度以上）の農用地について、その保全や有効活用に取り組む集落を支援するものであり、単価は田・畑ともに10a当たり6,000円である。

<sup>24</sup> 環境保全型農業直接支払交付金は、農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化の防止や生物多様性保全に効果が高い営農活動を支援するものである。

<sup>25</sup> 新鮮で安全な農産物の供給、身近な農業体験・交流活動の場の提供、災害時の防災空間の確保、やすらぎや潤いをもたらす緑地空間の提供、国土・環境の保全、都市住民の農業への理解の促進等の機能。

<sup>26</sup> CLT（Cross Laminated Timber（直交集成板））とは、ひき板を繊維方向が直交するように積層接着したものである。強度が高く、建築現場での施工が容易であること等から、新たな資材として注目されている。

<sup>27</sup> 個別割当方式（Individual Quota）。漁獲可能性を漁業者又は漁船ごとに割り当て、割当量を超える漁獲を禁止することによって漁獲量の管理を行うもの。